

平成 30 年度及び平成 31 年度の 後期高齢者医療保険料の算定について



神奈川県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	平成 30 年度及び 31 年度保険料率について	1
2	後期高齢者医療保険料の仕組み	1
3	保険料算定の状況	2
	(1) 保険料率等について	2
	(2) 保険料率の上昇抑制について	2
	(3) 一人あたり平均保険料額について	2
4	保険料算定のしくみ	3
5	保険料算定にかかる各要素	4
	医療給付費等の見込みについて (①～⑨)	5
6	保険料の軽減判定所得の見直しについて	7
	【参考】 具体的な保険料の額の比較について	8
	【参考】 単身世帯保険料額早見表	9
	【参考】 二世帯保険料額早見表	10

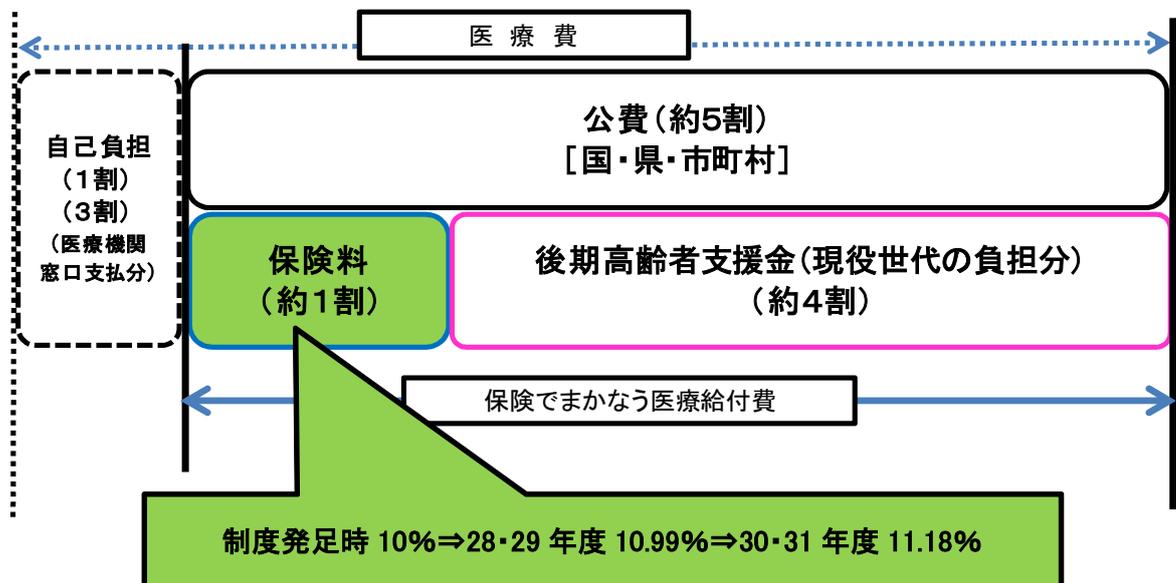
1 平成 30 年度及び 31 年度保険料率について

高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条に基づき、平成 30 年度及び 31 年度の 2 年間に係る医療給付費等の費用と収入を見込んで保険料率を算定しました。

保険料率に影響を与える主な要因として、高齢者負担率が前回の 10.99%から 11.18%への引き上げ、被保険者数を約 4.2%増の見込むこととし、一方で、平成 30 年度の診療報酬改定率 1.1%減を勘案し、一人当たり医療費は平成 30 年度 0.4%減、平成 31 年度 0.7%増と見込んでいます。

また、算定にあたりましては、保険料率を抑制するために剰余金 140 億円を活用し、平成 28 年度及び 29 年度と比べて、均等割額については 1,829 円減の 41,600 円、所得割率については 0.41 ポイント減の 8.25%となりました。

2 後期高齢者医療保険料の仕組み



後期高齢者医療制度では、医療に要する費用（自己負担を除く）の約 1 割を被保険者が負担する保険料でまかない、残りの約 5 割を公費（国・県・市町村負担金）で、約 4 割を現役世代が加入する医療保険からの支援金でまかっています。

なお、被保険者が負担する保険料については、現役世代の割合が減少していることから、制度発足時は 10%となっておりましたが、2 年ごとに行っている保険料改定の都度上昇しており、平成 30・31 年度は 11.18%となりました。

3 保険料算定の状況

(1) 保険料率等について

	H30～H31 (A)	H28～H29 (B)	(A)－(B)	(参考) H26～H27
均等割額(年額)	41,600円	43,429円	－1,829円	42,580円
所得割率	8.25%	8.66%	－0.41 ポイント	8.30%
一人あたり平均保険料額	88,995円	91,585円	－2,590円	90,164円
厚生年金収入 300 万円で 他に収入のない方の場合	162,870円	170,730円	－7,860円	164,590円
厚生年金収入 200 万円で 他に収入のない方の場合	72,050円	55,090円	16,960円	53,560円

(2) 保険料率の抑制について

今回の保険料率算定においては、保険料の抑制のため、平成28年度及び29年度に生じる見込みの**剰余金140億円**を活用しました。

※抑制措置をとらない場合の保険料率等

	剰余金を活用しない場合(A)	剰余金を活用した場合(B)	増減 (A)－(B)
均等割額(年額)	44,125円	41,600円	2,525円減
所得割率	8.86%	8.25%	0.61ポイント減
一人あたり平均保険料額	94,396円	88,995円	5,401円減
厚生年金収入 200 万円で 他に収入のない方の場合	76,380円	72,050円	4,330円減

(3) 一人あたり平均保険料額について

○一人あたり平均保険料額（軽減後・年額）

88,995円

(月額換算：7,416円)

賦課総額から均等割・所得割軽減分を引いたのち、被保険者数で除した額

○厚生年金の平均的な年金額（厚生年金 188 万円）の受給者の場合（年額）

均等割額
20,800円

+

所得割額
28,875円

=

合計
49,670円

(月額換算：4,139円)

5割軽減

(※)合計は、10円未満切捨て

4 保険料算定の仕組み

1 平成 30 年度及び 31 年度の後期高齢者医療に係る費用の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{費用の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に係る療養の} \\ \text{給付に要する費用の額} \\ \text{から一部負担金に相当} \\ \text{する額を控除した額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に} \\ \text{係る入院時} \\ \text{食事療養費} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{財政安定化} \\ \text{基金拠出金} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{審査支払} \\ \text{手数料の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の} \\ \text{費用の額} \\ \text{(葬祭費)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{保健事業} \\ \text{に要する} \\ \text{費用の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額} \\ \text{医療費共同} \\ \text{事業拠出金} \\ \text{の額} \end{array} \right) \\
 &= \text{医療給付費}
 \end{aligned}$$

2 平成 30 年度及び 31 年度の後期高齢者医療に係る収入の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{収入の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{国庫負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含} \\ \text{む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{調整交付金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{負担金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{後期高齢者} \\ \text{交付金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額医} \\ \text{療費共同事} \\ \text{業交付金} \end{array} \right) \\
 &+ \left(\begin{array}{l} \text{国庫} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の収入} \\ \text{(剰余金)} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

3 保険料収納必要見込額を算出

$$\text{保険料収納必要見込額} = \text{費用の見込額} - \text{収入の見込額}$$

4 賦課総額を算出

$$\text{賦課総額} = \text{保険料収納必要見込額} \div \text{予定保険料収納率} (\%)$$

※ 予定保険料収納率 = 特別徴収割合 + (1 - 特別徴収割合) × 普通徴収収納率の見込み
平成 27 年度及び平成 28 年度の収納率及び特別徴収割合を勘案して算出します。

5 均等割額と所得割率について

① 賦課総額を所得係数を用いて均等割総額と所得割総額とに分けます。

$$\text{均等割総額} : \text{所得割総額} = 1 : 1.48 = \boxed{40} : \boxed{60}$$

※ 所得係数

・ 神奈川県は、全国平均と比較して被保険者の所得水準が高いため所得係数が高く所得割総額の割合が多くなります。

$$\begin{aligned}
 \text{※ 神奈川県の} &= \frac{\text{神奈川県一人あたり所得額}}{\text{全国一人あたり平均所得額}} = \boxed{1.48} \\
 \text{所得係数} &
 \end{aligned}$$

② 上記の均等割総額と所得割総額から以下のとおり均等割額と所得割率を算出します。

$$\begin{aligned}
 \text{均等割額} &= \text{均等割総額} \div \text{被保険者数} \\
 \text{所得割率} &= \text{所得割総額} \div \text{被保険者の所得額総額}
 \end{aligned}$$

5 保険料算定にかかる各要素

医療給付費等の見込みについて (①～⑨)

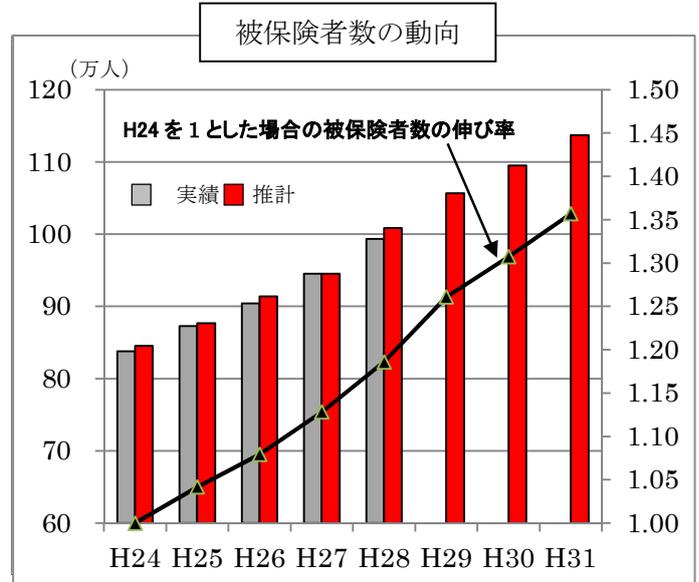
	平成30年度	平成31年度	2か年計	2か年平均
① 被保険者数	110万人	113万人	223万人	112万人
(単位:億円)				
② 医療給付費	8,683	9,087	17,770	8,885
③ 医療給付費の保険料負担分	890	930	1,820	910
④ 医療給付費にかかる調整交付金 減額影響分(所得割で負担)	230	240	470	235
⑤ 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
⑥ 審査支払手数料	22	24	46	23
⑦ 葬祭費	29	29	58	29
⑧ 保健事業 (健康診査:国庫補助額を除く)	26	26	52	26
A 保険料抑制のための財源 (剰余金)	70	70	140	70
B 保険料収納必要額 (③～⑧の計) - A	1,127	1,179	2,306	1,153
⑨ 保険料収納不足見込額 (予定収納率:99.36%)	7	8	15	8
保険料賦課総額(B + ⑨)	1,134	1,187	2,321	1,161

(注)2か年計を基準に端数調整

① 被保険者数

県の統計や市町村実態調査をもとに、平成30年度及び平成31年度の75歳以上人口等を推計しました。

制度開始以降、被保険者数は急速に増加しています。



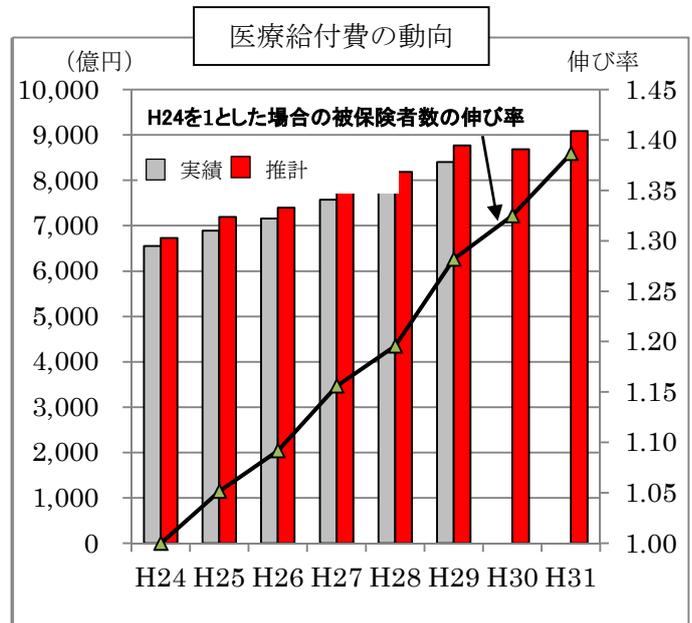
※伸び率は H25～28 は実績から算出、H29・30・31 は推計による算出

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
推計(人)	845,165	876,570	913,830	945,040	1,008,636	1,056,452	1,095,264	1,136,909
実績(人)	837,721	872,829	904,326	945,361	993,631	—	—	—
伸び率(%)	1.00	1.04	1.08	1.13	1.19	1.26	1.31	1.36

② 医療給付費

平成22年度から平成28年度及び29年度(10月診療分まで)の実績及び被保険者数の推計をもとに、推計しました。

なお、平成30、31年度は、診療報酬改定を踏まえて、一人当たりの医療費の伸び率を、30年度-0.4%、31年度0.7%と推計しています。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
推計(億円)	6,729	7,191	7,395	7,853	8,187	8,773	8,683	9,087
実績(億円)	6,553	6,891	7,155	7,576	7,836	8,401	—	—
伸び率(%)	1.00	1.05	1.09	1.16	1.20	1.28	1.33	1.39

※ H29の実績は見込額。伸び率は H25～28 は実績から算出、H30・31 は推計による算出

③ 医療給付費の被保険者負担分

被保険者数や医療費の動向を踏まえて推計した医療給付費のうち、国が設定した後期高齢者負担率に基づいて算定した金額を被保険者が保険料で負担します。

後期高齢者人口の増加と現役世代人口の減少により現役世代の負担が大きく増加しないよう、後期高齢者負担率について毎回、引き上げが行われています。

今回の保険料算定における後期高齢者負担率は、11.18%です。

【保険料算定時の負担率の推移】

平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度
10.26%	10.51%	10.73%	10.99%

④ 医療給付費にかかる調整交付金分

調整交付金は、全国の広域連合間の所得格差に伴う財政の不均衡を調整するため、所得係数などを基に国から交付されています。

⑤ 財政安定化基金拠出金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため各都道府県に設置されており、その財源は、国、県及び保険料からそれぞれ1/3ずつ負担しています。

神奈川県は、基金の残高を考慮し、新たな積み立ては行わないこととしたため、拠出金は計上していません。

⑥ 審査支払手数料

審査支払手数料については、神奈川県国民健康保険団体連合会に業務を委託しており、**診療報酬審査支払手数料については、1件当たり、平成30年度59円、平成31年度60円**として算定しています。

また、療養費審査支払手数料については、平成30年度より一般会計から特別会計に変更となりました。平成30年度119円、平成31年度120円として算定しています。

⑦ 葬祭費

被保険者の死亡に関し、葬祭費を支給しています。

今回の保険料算定にあたっては、神奈川県内における75歳以上の死亡率について、これまでの実績及び平成29年度見込みから推計しています。

⑧ 保健事業

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査や歯科健康診査を実施しています。

今回の保険料算定にあたっては、健康診査の受診率について、これまでの実績及び平成29年度見込みから推計しています。

⑨ 保険料収納不足見込額

保険料収納不足見込額は、予定収納率に基づき算出しています。

平成 30 年度及び平成 31 年度における予定収納率は、平成 27 年度及び平成 28 年度における収納実績を考慮し、**99.36%**として算定しています。

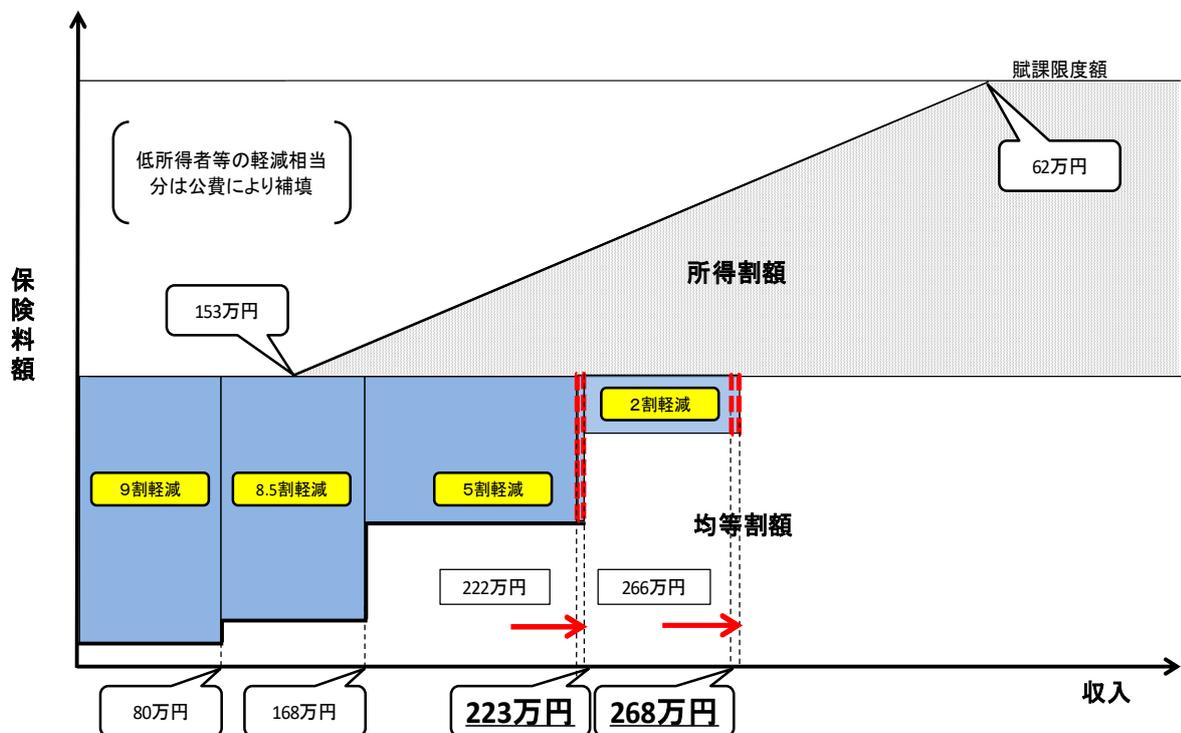
6 保険料の軽減判定所得の見直しについて

後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて保険料軽減が受けられますが、低所得者に対する更なる負担軽減の観点から、国において政令改正が行われ、保険料の均等割軽減判定所得が見直されました。本県においても、この見直しにあわせて条例改正を予定しています。

具体的には、均等割の 5 割・2 割軽減の対象となる所得基準額を引き上げます。

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成 30 年度以降	平成 29 年度まで
5割	33 万円 + (<u>27 万 5 千円</u> × 当該世帯に属する被保険者数)	33 万円 + (<u>27 万円</u> × 当該世帯に属する被保険者数)
2割	33 万円 + (<u>50 万円</u> × 当該世帯に属する被保険者数)	33 万円 + (<u>49 万円</u> × 当該世帯に属する被保険者数)

所得に応じた保険料軽減 イメージ図



※ 数字は、年金収入のみの夫婦2人世帯での夫の年金収入の額（妻の年金収入は80万円以下）。

【参考】具体的な保険料の額の比較について

《均等割額・所得割率》

	H30(A)	H29(B)	差額(A)-(B)
均等割額	41,600円	43,429円	△ 1,829 円
所得割率	8.25%	8.66%	△0.41ポイント

「なし」・・・軽減対象外

「-」・・・対象となる所得なし

「/」・・・対象となる制度なし

【被保険者が世帯に1人の場合】

- ① 基礎年金受給者（年金収入80万円のみ、他に所得のない方）

	H30(A)	H29(B)	差額(A)-(B)
年額	4,160円	4,340円	△ 180 円
1ヶ月/12ヶ月	340円	360円	△ 20 円

軽減について			
所得割		均等割	
30	29	30	29
/	-	9割	9割

- ② 厚生年金の平均的な年金額の受給者（年金収入188万円のみ、他に所得のない方）

	H30(A)	H29(B)	差額(A)-(B)
年額	49,670円	45,960円	3,710円
1ヶ月/12ヶ月	4,130円	3,830円	300円

所得割		均等割	
30	29	30	29
/	2割	5割	5割

- ③ 後期高齢者医療制度に未加入の子と同一世帯の者

（世帯主(被保険者の子)の給与収入400万円、被保険者(親)の年金収入80万円）

	H30(A)	H29(B)	差額(A)-(B)
年額	41,600円	43,420円	△ 1,820 円
1ヶ月/12ヶ月	3,460円	3,610円	△ 150 円

所得割		均等割	
30	29	30	29
/	-	なし	なし

【被保険者が世帯に2人の場合（夫婦を想定）】

- ④ 夫(世帯主)75歳 年金収入168万円、妻75歳 年金収入80万円

	H30(A)	H29(B)	差額(A)-(B)
(夫)年額	18,610円	16,900円	1,710円
1ヶ月/12ヶ月	1,550円	1,400円	150円
(妻)年額	6,240円	6,510円	△ 270 円
1ヶ月/12ヶ月	520円	540円	△ 20 円

所得割		均等割	
30	29	30	29
/	2割	8.5割	8.5割
/	-	8.5割	8.5割

- ⑤ 夫(世帯主)75歳 年金収入223万円、妻75歳 年金収入80万円

※制度の拡充により、均等割軽減が2割から5割になります。

	H30(A)	H29(B)	差額(A)-(B)
(夫)年額	78,550円	95,360円	△ 16,810 円
1ヶ月/12ヶ月	6,540円	7,940円	△ 1,400 円
(妻)年額	20,800円	34,740円	△ 13,940 円
1ヶ月/12ヶ月	1,730円	2,890円	△ 1,160 円

所得割		均等割	
30	29	30	29
/	なし	5割※	2割
/	-	5割※	2割

- ⑥ 夫(世帯主)75歳 年金収入268万円、妻75歳 年金収入135万円

※制度の拡充により、新たに均等割軽減(2割)の対象となります。

	H30(A)	H29(B)	差額(A)-(B)
(夫)年額	128,150円	143,010円	△ 14,860 円
1ヶ月/12ヶ月	10,670円	11,910円	△ 1,240 円
(妻)年額	33,280円	43,420円	△ 10,140 円
1ヶ月/12ヶ月	2,770円	3,610円	△ 840 円

所得割		均等割	
30	29	30	29
/	なし	2割※	なし
/	-	2割※	なし

※ 均等割軽減対象所得の拡大については、7ページをご覧ください。

【参考】 単身世帯：保険料見込表

平成30年度

平成29年度

所得割率	8.25%	均等割額	41,600円
公的年金収入額	0	0	0
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	4,160	4,160	4,160
保険料額	4,160	4,160	4,160
公的年金収入額	100,000	100,000	100,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	4,160	4,160	4,160
保険料額	4,160	4,160	4,160
公的年金収入額	500,000	500,000	500,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	4,160	4,160	4,160
保険料額	4,160	4,160	4,160
公的年金収入額	800,000	800,000	800,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	6,240	6,240	6,240
保険料額	6,240	6,240	6,240
公的年金収入額	1,000,000	1,000,000	1,000,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	6,240	6,240	6,240
保険料額	6,240	6,240	6,240
公的年金収入額	1,200,000	1,200,000	1,200,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	6,240	6,240	6,240
保険料額	6,240	6,240	6,240
公的年金収入額	1,500,000	1,500,000	1,500,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	6,240	6,240	6,240
保険料額	6,240	6,240	6,240
公的年金収入額	1,680,000	1,680,000	1,680,000
賦課のものと異なる所得金額	150,000	150,000	150,000
所得割額	12,375	12,375	12,375
均等割額	6,240	6,240	6,240
保険料額	18,610	18,610	18,610
公的年金収入額	1,945,000	1,945,000	1,945,000
賦課のものと異なる所得金額	410,000	410,000	410,000
所得割額	33,825	33,825	33,825
均等割額	20,800	20,800	20,800
保険料額	54,620	54,620	54,620
公的年金収入額	1,955,000	1,955,000	1,955,000
賦課のものと異なる所得金額	415,000	415,000	415,000
所得割額	34,237	34,237	34,237
均等割額	20,800	20,800	20,800
保険料額	55,030	55,030	55,030
公的年金収入額	2,000,000	2,000,000	2,000,000
賦課のものと異なる所得金額	470,000	470,000	470,000
所得割額	38,775	38,775	38,775
均等割額	33,280	33,280	33,280
保険料額	72,050	72,050	72,050
公的年金収入額	2,170,000	2,170,000	2,170,000
賦課のものと異なる所得金額	640,000	640,000	640,000
所得割額	52,800	52,800	52,800
均等割額	33,280	33,280	33,280
保険料額	86,080	86,080	86,080
公的年金収入額	2,180,000	2,180,000	2,180,000
賦課のものと異なる所得金額	650,000	650,000	650,000
所得割額	53,625	53,625	53,625
均等割額	33,280	33,280	33,280
保険料額	86,900	86,900	86,900
公的年金収入額	2,500,000	2,500,000	2,500,000
賦課のものと異なる所得金額	970,000	970,000	970,000
所得割額	80,025	80,025	80,025
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	121,620	121,620	121,620
公的年金収入額	3,000,000	3,000,000	3,000,000
賦課のものと異なる所得金額	1,470,000	1,470,000	1,470,000
所得割額	121,275	121,275	121,275
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	162,870	162,870	162,870
公的年金収入額	3,500,000	3,500,000	3,500,000
賦課のものと異なる所得金額	1,920,000	1,920,000	1,920,000
所得割額	158,400	158,400	158,400
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	200,000	200,000	200,000
公的年金収入額	4,000,000	4,000,000	4,000,000
賦課のものと異なる所得金額	2,295,000	2,295,000	2,295,000
所得割額	189,337	189,337	189,337
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	230,930	230,930	230,930
公的年金収入額	4,500,000	4,500,000	4,500,000
賦課のものと異なる所得金額	2,710,000	2,710,000	2,710,000
所得割額	223,575	223,575	223,575
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	265,170	265,170	265,170
公的年金収入額	5,000,000	5,000,000	5,000,000
賦課のものと異なる所得金額	3,135,000	3,135,000	3,135,000
所得割額	258,637	258,637	258,637
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	300,230	300,230	300,230
公的年金収入額	6,000,000	6,000,000	6,000,000
賦課のものと異なる所得金額	3,985,000	3,985,000	3,985,000
所得割額	328,762	328,762	328,762
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	370,360	370,360	370,360
公的年金収入額	7,000,000	7,000,000	7,000,000
賦課のものと異なる所得金額	4,835,000	4,835,000	4,835,000
所得割額	398,887	398,887	398,887
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	440,480	440,480	440,480
公的年金収入額	8,000,000	8,000,000	8,000,000
賦課のものと異なる所得金額	5,715,000	5,715,000	5,715,000
所得割額	471,487	471,487	471,487
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	513,080	513,080	513,080
公的年金収入額	8,384,734	8,384,734	8,384,734
賦課のものと異なる所得金額	6,080,497	6,080,497	6,080,497
所得割額	501,641	501,641	501,641
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	543,240	543,240	543,240
公的年金収入額	8,673,114	8,673,114	8,673,114
賦課のものと異なる所得金額	6,354,458	6,354,458	6,354,458
所得割額	524,242	524,242	524,242
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	565,840	565,840	565,840
公的年金収入額	9,000,000	9,000,000	9,000,000
賦課のものと異なる所得金額	6,665,000	6,665,000	6,665,000
所得割額	549,862	549,862	549,862
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	591,460	591,460	591,460
公的年金収入額	10,000,000	10,000,000	10,000,000
賦課のものと異なる所得金額	7,615,000	7,615,000	7,615,000
所得割額	628,237	628,237	628,237
均等割額	41,600	41,600	41,600
保険料額	620,000	620,000	620,000

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

所得割率	8.66%	均等割額	43,429円
公的年金収入額	0	0	0
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	4,342	4,342	4,342
保険料額	4,340	4,340	4,340
公的年金収入額	100,000	100,000	100,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	4,342	4,342	4,342
保険料額	4,340	4,340	4,340
公的年金収入額	500,000	500,000	500,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	4,342	4,342	4,342
保険料額	4,340	4,340	4,340
公的年金収入額	800,000	800,000	800,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	4,342	4,342	4,342
保険料額	4,340	4,340	4,340
公的年金収入額	1,000,000	1,000,000	1,000,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	6,514	6,514	6,514
保険料額	6,510	6,510	6,510
公的年金収入額	1,200,000	1,200,000	1,200,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	6,514	6,514	6,514
保険料額	6,510	6,510	6,510
公的年金収入額	1,500,000	1,500,000	1,500,000
賦課のものと異なる所得金額	0	0	0
所得割額	0	0	0
均等割額	6,514	6,514	6,514
保険料額	6,510	6,510	6,510
公的年金収入額	1,680,000	1,680,000	1,680,000
賦課のものと異なる所得金額	150,000	150,000	150,000
所得割額	10,392	10,392	10,392
均等割額	6,514	6,514	6,514
保険料額	16,900	16,900	16,900
公的年金収入額	1,945,000	1,945,000	1,945,000
賦課のものと異なる所得金額	415,000	415,000	415,000
所得割額	28,751	28,751	28,751
均等割額	21,714	21,714	21,714
保険料額	50,460	50,460	50,460
公的年金収入額	1,955,000	1,955,000	1,955,000
賦課のものと異なる所得金額	425,000	425,000	425,000
所得割額	29,444	29,444	29,444
均等割額	21,714	21,714	21,714
保険料額	51,150	51,150	51,150
公的年金収入額	2,000,000	2,000,000	2,000,000
賦課のものと異なる所得金額	470,000	470,000	470,000
所得割額	32,561	32,561	32,561
均等割額	34,743	34,743	34,743
保険料額	67,300	67,300	67,300
公的年金収入額	2,170,000	2,170,000	2,170,000
賦課のものと異なる所得金額	640,000	640,000	640,000
所得割額	55,424	55,424	55,424
均等割額	34,743	34,743	34,743
保険料額	90,160	90,160	90,160
公的年金収入額	2,180,000	2,180,000	2,180,000
賦課のものと異なる所得金額	650,000	650,000	650,000
所得割額	56,290	56,290	56,290
均等割額	43,429	43,429	43,429
保険料額	99,710	99,710	99,710
公的年金収入額	2,500,000	2,500,000	2,500,000
賦課のものと異なる所得金額	970,000	970,000	970,000
所得割額	84,002	84,002	84,002
均等割額	43,429	43,429	43,429
保険料額	127,430	127,430	127,430
公的年金収入額	3,000,000	3,000,000	3,000,000
賦課のものと異なる所得金額	1,470,000	1,470,000	1,470,000
所得割額	127,302	127,302	127,302
均等割額	43,429	43,429	43,429
保険料額	170,730	170,730	170,730
公的年金収入額	3,500,000	3,500,000	3,500,000
賦課のものと異なる所得金額	1,920,000	1,920,000	1,920,000
所得割額	166,272	166,272	166,272
均等割額	43,429	43,429	43,429
保険料額	209,700	209,700	209,700
公的年金収入額	4,000,000	4,000,000	4,000,000
賦課のものと異なる所得金額	2,295,000	2,295,000	2,295,000
所得割額	198,747	198,747	198,747
均等割額	43,429	43,429	43,429
保険料額	242,170	242,170	242,170
公的年金収入額	4,500,000	4,500,000	4,500,000
賦課のものと異なる所得金額	2,710,000	2,710,000	2,710,000
所得割額	234,686	234,686	234,686
均等割額	43,429	43,429	43,429
保険料額	278,110	278,110	278,110
公的年金収入額	5,000,000	5,00	

